

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県薬事審議会設置条例	公 布 日	昭和35年1月12日
条 例 番 号	昭和35年三重県条例第4号	直 近 改 正 日	平成17年3月28日
所管部局課	健康福祉部業務感染症対策課	電 話 番 号	059-224-2330
条例の概要	薬事法第3条第2項の規定に基づき、知事の諮問に応じて、薬事に関する事項に関して調査審議するための審議会の設置に関する条例である。		条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	薬事法第3条第2項の規定により条例で定めることが必要である。 また、審議会は、知事の諮問に応じて調査審議するものであり、その目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	薬事法第3条第2項の規定により条例での規定が必要である。 また、審議会は、知事の諮問に応じて調査審議するものであり、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	薬事法第3条第2項の規定により条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	薬事法第3条第2項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に差異はない
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的と条例に規定する手段との間に不整合はない
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、みえ県民力ビジョン ¹³⁴ 「薬物乱用等と医薬品の安全確保」と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	薬事法第3条第2項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、審議会の運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例第3条第2項に規定する委員に「消費者を代表する委員」を任命することとしている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正・廃止の必要はない	業事法第3条第2項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、審議会の運営に支障が生じると考える。		無	無